

五、被保険者の治療に就いて

イ、入院の必要あるものは速かにこれを許可することの條項を挿入すること（第四十三條の修正）

ロ、轉地の必要あるものは迅速にこれを許可する一條項を挿入する事（第四十三條の修正）

ハ、同一疾病又は負傷及之に因果關係を有する疾病の給付期間は百八十日とあるを三ヶ年とすること（第四十七條の修正）

ニ、健康保險被保険者と然らざる患者との間に差別的なる治療を行はざることの一條項を特に明文として挿入すること

六、給付金交付に就いて

イ、傷病手當金額を増額すること

一日に付き報酬日額の百分の八十に相當する金額を支給すること（第四十五條の修正）

ロ、分娩料及埋葬料を増額すること（第四十九條五十條修正）

1. 分娩料金參拾圓

2. 埋葬料最低金五拾圓

ハ、私病に對する給付金の交附始期を事由發生の翌日よりとすること（第四十五條の修正）

ニ、給付金下附は其手續を簡易にし十五日以内に下附するやうにすること

、費用負擔に就いて

被保險者の負擔を軽減するため

イ、健康保險法に於て事業主の負擔する總額を増加すること

ロ、政府は事業主と同額の保險料を負擔すること

ハ、保險審査機關

七、業務機關に労働組合代表者を參加せしむること（施行令第百六條修正）

九、其他

イ、日本醫師會に屬せざる醫師と雖も十名以上の被保險者より申請ありたるときは、保險醫として認可すること

ロ、醫師の選擇に就いては被保險者の自由とすること

ハ、診療及入院等に關し被保險者に非らざる一般患者との間に差別待遇なしたる場合は處罰するの規定を特に一條項設くること

ニ、保險醫に支拂はるべ金額を多少増加すること

ホ、保險醫は被保險者の請求により必ず處方を發行すること（施行規則第五十條の強化修正）

ヘ、大都市及主要労働都市に保險病院を建設すること

實行方法

日本労働組合會議、社會大衆黨等と協力して其實現に努力すること、其具體的方法は新中央委員會に任

支持政黨に關する件

廣島統一労働組合提出